

平成 30 年 5 月 14 日

経済産業大臣  
世耕 弘成 殿

一般社団法人 情報サービス産業協会  
会長 横塚 裕志

### 改正民法施行後の情報システム・モデル契約について〔要望〕

一般社団法人 情報サービス産業協会（JISA）は、これまで情報システムの信頼性向上のための取引慣行の醸成に資するため経済産業省商務情報政策局情報処理振興課の「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」～情報システム・モデル取引・契約書～（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）〈第一版〉（平成 19 年 5 月）（以下「METI モデル契約等」といいます。）の取りまとめに積極的に参画し、これを踏まえたモデル契約を作成して、その普及に努めて参りました。

この METI モデル契約等に示された多段階契約モデルを前提とするモデル契約プロセス、ユーザとベンダの協力の重要性・役割分担及びプロジェクトマネジメントの重要性等の考え方は、より信頼性の高い情報システム開発の実現のために関係者を牽引する役割を担って参りました。民間企業におけるユーザ・ベンダの取引慣行の醸成に貢献したことはもとより、政府調達においても、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成 27 年 4 月施行、平成 30 年 3 月 30 日に「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に改定）にも活かされています。

今般、120 年ぶりの民法改正に伴い、請負契約における契約不適合責任に関する規律が大きく変わることを踏まえ、JISA では、METI モデル契約等をベースに作成したモデル契約を見直し、改正民法施行後においても下記に示す事項を踏襲した取引慣行を維持することの合理性について、ユーザ企業との相互理解が深まるよう会員企業のみならずユーザ企業等へも周知を図る所存です。

つきましては、METI モデル契約等が改正民法の施行後もユーザ・ベンダ間の契約交渉の共通のプラットフォームとして活用されるよう、貴省の主導により下記の事項に留意しながら所要の見直しを行うことを要望します。また、民間企業間の取引にとどまらず、政府情報システムの整備及び管理に関する方針に関して、METI モデル契約等の成果である取引慣行を改正民法施行後に継承できるよう、下記の事項が政府部内で徹底されるよう要望します。

#### 記

##### 1. 契約不適合の担保期間における起算点の明確化

契約不適合（現行民法における「瑕疵」）に関する担保期間は、情報システムの種類、規模や対価等を考慮して当事者間で定めるべきである。これまで、

現行民法第 637 条第 1 項に規定するとおり、「仕事の目的物を引き渡した時から一年」と合意する例が多数であったことから、民法改正後においても引渡し時を起算日として早期にその信頼性を確認する取引慣行を維持することが合理的である。<sup>i</sup>

(METI モデル契約の参考条文)<sup>ii</sup>

第 29 条第 1 項但し書き 乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

## 2. 軽微基準の明文化

瑕疵が軽微であっても、納入物の修正に過分の費用を要する場合に無償での修正をベンダに求めるのは酷であるので、現行民法第 634 条第 1 項但し書きに準じた規定を設ける。

(METI モデル契約の参考条文)

第 29 条第 2 項 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。

## 3. 不適合の客観的な基準の設定

契約不適合責任が問われる場合を明確にするため、契約不適合が客観的に確認できるものとなるよう「システム仕様書との不一致（バグも含む。）」などの基準を明示する。

(METI モデル契約の参考条文)

第 29 条第 1 項 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。

以上

<sup>i</sup> 仮に起算日を「注文者がその不適合の事実を知った時」とした場合には、注文者としては、消滅時効（10 年間）が完成するまで請負人の担保責任を問いうる点でメリットがあるように見えるものの、請負人としては、長期にわたって不安定な状態に置かれることを想定した維持管理及び是正コスト等を想定して情報システムの構築費用を見積らざるを得なくなる。その結果、10 年以上の寿命が当然に求められる物品等を消費者に提供する取引（住宅等）においては意義のある規律であっても、ライフサイクルの短い IT 関連投資においては、注文者にとっても過大な負担となることが懸念される。むしろ、現在の情報システムの取引において広く行われているように、情報システムの引渡し後においても、注文者と請負人間で相互の協力関係を明示した保守契約（有償）を締結することを通じて、情報システムの不具合及び改善点（不適合も含むが不適合に該当しない注文者の一定の要望等への対応を含む）の解決を図る取引慣行を維持することが望ましいのではないか。

<sup>ii</sup> 参考条文において、甲は注文者、乙は請負人に相当する。